

◎新潟県告示第1204号

新潟県森林整備工事入札参加資格審査規程（平成15年2月新潟県告示第220号）の一部を次のように改正し、令和5年度の森林整備工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格審査から適用する。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（入札に参加することができる者）</p> <p><b>第3条</b> 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められているもの及びその者の参加資格を承継したものの（以下「参加資格者」という。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（資格審査の申請）</p> <p><b>第4条</b> 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> 前条第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p><u>(9)</u> 前条第1項第6号に規定する届出を行ったこと又は当該届出を行うことを要しないことを確認することができる書類の写し</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（参加資格の承継）</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（入札に参加することができる者）</p> <p><b>第3条</b> 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められているもの及びその者の参加資格を承継したものの（以下「参加資格者」という。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>森林整備工事に従事する労働者を5人以上雇用している者</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（資格審査の申請）</p> <p><b>第4条</b> 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> <u>森林作業員一覧表</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> 前条第1項第5号アからカまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p><u>(10)</u> 前条第1項第7号に規定する届出を行ったこと又は当該届出を行うことを要しないことを確認することができる書類の写し</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（参加資格の承継）</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

<p>(7) <u>第3条第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</u></p> <p>(8) <u>第3条第1項第6号</u>に規定する届出を行ったこと又は当該届出を行うことを要しないことを確認することができる書類の写し</p> <p>(9) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(参加資格の取消し等)</p> <p><b>第11条 (略)</b></p> <p>2 知事は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>第3条第1項第4号アからカまでのいずれかに該当する</u>とき。</p> <p>(6) <u>第3条第1項第5号</u>に該当しないとき。</p> <p>(7) <u>第3条第1項第6号</u>に該当しないとき。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p><b>別記 (第6条関係)</b></p> <p>森林整備工事入札参加資格審査事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 技術力</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(7) <u>第3条第1項第5号アからカまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</u></p> <p>(8) <u>第3条第1項第7号</u>に規定する届出を行ったこと又は当該届出を行うことを要しないことを確認することができる書類の写し</p> <p>(9) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(参加資格の取消し等)</p> <p><b>第11条 (略)</b></p> <p>2 知事は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>第3条第1項第5号アからカまでのいずれかに該当する</u>とき。</p> <p>(6) <u>第3条第1項第6号</u>に該当しないとき。</p> <p>(7) <u>第3条第1項第7号</u>に該当しないとき。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p><b>別記 (第6条関係)</b></p> <p>森林整備工事入札参加資格審査事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 技術力</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 森林作業員数</u></p> <p>3 (略)</p>
--	---